

「つなぐ つながる 支え合う」 民生委員・児童委員は、 身近な地域の相談役です



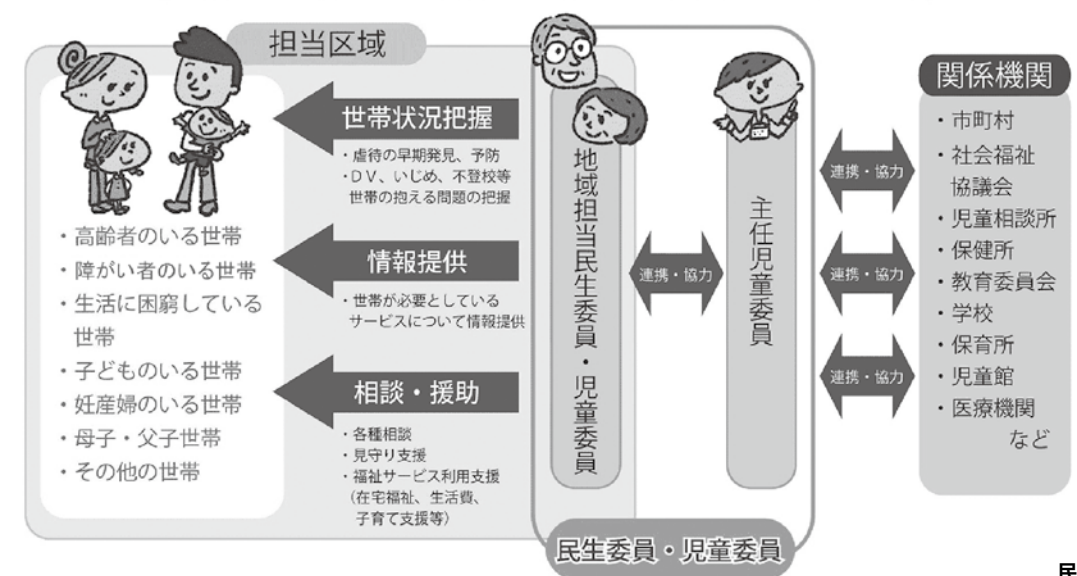
民生委員児童委員キャラクター
「ミンジー」

地域の身近な相談相手として、必要な支援を行っているのが「民生委員・児童委員」です。
栗山町では、38人の民生委員・児童委員と2人の主任児童委員が厚生労働大臣から委嘱を受けて活動しています。

どんな活動をしているの？

「民生委員」は、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。
ライフスタイルの変化などにより、地域社会のつながりが薄くなっている今日、子育てや介護の悩みを抱える人や、障がいのある方・高齢者などが孤立し、必要な支援を受けられないケースがあります。
そこで、民生委員・児童委員が地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めています。

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について



	民生委員・児童委員	主任児童委員
活動内容	- 自分の住んでいる周辺の区域を担当 - 担当地域の相談・支援、見守りなどを実施	- 町内全区域を担当 - 子育て家庭の相談、児童福祉関係機関へとの連携
活動事例	- 家庭訪問や地域での情報収集による世帯状況の把握 - 除雪サービスなどの情報提供 - 安否の確認、訪問による相談や助言	町、子育て支援施設と連携し、子育て家庭をサポート - 学校や児童相談所との連携による児童支援活動

【問い合わせ】
栗山町民生委員児童委員協議会
事務局 福祉課福祉・子育てグループ
☎ 76-2222

心配ごとや不安など、困ったことがあるときは、お住まいの地域の民生委員・児童委員、主任児童委員へお気軽にご相談ください。
民生委員・児童委員、主任児童委員には守秘義務があり、相談した方の秘密は守られます。
地域の民生委員・児童委員、主任児童委員について知りたい場合は、事務局にお問い合わせください。

わたしたちはこんな部会活動をしています

- ◆包丁とき奉仕活動（ボランティア部会）
- ◆ふれあい菜園づくり（在宅支援部会）
- ◆児童公園等遊具点検（児童部会）
- ◆生活福祉資金の活用啓発（生活向上部会）
- ◆広報紙の発行（広報部会）

出典：政府広報オンライン「ご存知ですか？地域の身近な相談相手『民生委員・児童委員』」を一部加工して作成

最新ニュースをお届けします！



No.223

11月3日(祝)最終日!!
～今シーズンの営業終了となります～

今年も11月3日(祝)をもちまして、なかよし動物園・栗山公園案内所は冬期休園・閉店します。たくさんのご来園をいただいた感謝の気持ちを込めて、『パクパクタイム無料』を実施します。ぜひ、ご参加ください。

【なかよし動物園】

『パクパクタイム・全員無料』

◎日時 11月3日(祝)のみ
◎時間 10：00～14：00
※お一人様1回限り。2回目以降は有料となります。また、天候不良や動物の体調などにより、早く終了する場合があります。

春までお休みします

◎なかよし動物園
◎バーベキュー・キャンプサイト
◎栗山公園案内所
◎かき氷＆フードの店「ぼけっと」
◎KuriyamaParkShop
◎各種遊具
※「さわやかトイレ」は冬も使用できます。

来期開園予定日

2027年 4月29日(祝)
10：00～

春まで工事中です

現在、新しい施設の工事中です。栗山公園案内所周辺は危険ですので、近づかないようお願い致します。ご不便をおかけしますが、来春まで楽しみにお待ちください。

【問い合わせ】栗山公園案内所 ☎ 72-0706 指定管理者 株式会社たかはしダリア

最新情報を
簡単アクセス

公式HP



LINE



フェイスブック



キャンプ受付



動物園Instagram



なかよし動物園Instagram



南空知消費生活相談室です！

相談室の専用電話ができました！

☎ 73-7516 ▶ ☎ 76-9550

今月のテーマ「光回線の電話勧誘トラブルが増えています！」

事例

- ・事実でない内容を告げられて契約してしまった
- ・契約中の事業者と誤認させられ契約してしまった
- ・光回線を解約したいと話しても勧誘が続き、解約できなかった
- ・「安くなる」と勧誘されたが、複数のオプションがついて高くなった

POINT!

勧誘電話がかかってきたら次の点に注意しましょう

- 必ず事業所名とサービス名を確認
- 電話で契約はせず、必ず説明書類を確認し検討
- 電話勧誘契約では、「説明書類」と「契約書面」が送られてきます。契約自体が自分の思っていた会社か再確認
- 不要なオプションがついていないか確認

少しでも不安なことがあれば、南空知消費生活相談室に相談してください。

【相談日】 毎週 月～金曜日（祝日除く） 8：30～17：15（商工観光課内 ☎ 76-9550）
※上記の曜日以外の相談は、消費者ホットライン「☎ 188（いやや）」へ